

「公文書館」施設と、「古文書」「民間所在資料」のより良い保存・公開に関する一考察

鎌田 和栄†

はじめに

去る、2002年12月に京都大学大学文書館で開催された、大学アーカイヴズに関する研究会第2回「アーカイヴズ論の今と国立大学のアーカイヴズ」の場で、畿内の歴史研究関係者から、京都大学大学文書館では地域の古文書をあつかわないのかという質問が出された。この日は、沖縄県立図書館（当時）の富永一也氏が「われわれのアーカイヴズ 公文書館の精神を求めて」というテーマで、基調報告をされたのだが、公文書館における理念の不在が、アーカイヴズについての誤解や様々な解釈を生じさせ、それが、単純なニーズ論への依存や日常の業務への支障といった様々な問題をもたらしていると指摘し、アーカイヴズの現在の混乱した状況に対する批判を提起された⁽¹⁾のであった。この報告を受けた後に、同じ場でこのような質問が出るということこそが、日本の「アーカイヴズ」の混乱した状況を、よく示しているのではないだろうか。

京都大学の場合、この質問に対しては、「京都大学大学文書館規程」を示すことでまずは解決するだろう。すなわち、以下の如くである。

（目的）

第一条 京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究

をおこなうため、大学文書館を置く。

（*下線は鎌田が付した。以下同じ）

規程中、設置目的や取り扱い対象物について書かれているのは、この第一条だけである。勿論これだけが理由ではないが、これで、「みずからの歴史にかかわるもの」や「みずから生み出したもの」を取り扱い対象と規定しているのであり、無関係な民間のいわゆる「古文書」はこの対象に入るものではないということを説明できる。

では、「古文書」や「民間所在資料」の寄贈や寄託を依頼された場合、もしくは学内教員等が収集した「古文書」などの将来は、どうなるのだろうか。「そんなものは大切でない」、「もしくは収集に値しない」と言うことでは決してない。京都大学では、学術標本等（学内一次資料）の集中保管・管理施設として「京都大学総合博物館」が設置されており、各分野の様々な資料と共に古文書も、過去に収集・研究されてきた重要な資料の一つとしてその対象物となっている⁽²⁾。

大学や企業のアーカイヴズの場合、そこで取り扱いの対象となる「みずから（京大なら京大）の歴史にかかわるもの」「みずから生み出したもの」の範囲や線引きは、比較的明確でありわかりやすい。しかし地方自治体の場合、「みずから」の範囲をどこに設定するのかということが、実はかな

†河内長野市教育委員会

りあいまいで、同組織内でも人によって認識が違
うことも多い。そのため、時には「みずから」の
範囲をかぎりなく広げていった先にある「地域に
残る古文書」までも、収集・保存の対象である、
もしくは「全古文書」(＝含公文書)のための施
設、それが「公文書館」であるという認識、一そ
う、まさに初めにあげた研究会での質問者の持つ
「アーカイヴズ」の認識にまで行き着いてしま
う場合もある。そして、現在の日本では、その範
囲設定や認識、イメージなどについては全く自由
であり、勝手な解釈による語の乱用もしばしば見
られる。それこそが富永氏の言われた理念の不在
によるものであり、日本人のアーカイヴズ理解の
混乱の原因ともなっているのである。

また、私は平成6年4月から同17年3月末ま
で約11年間、和歌山県立文書館で「古文書」担
当の嘱託研究員として、その調査・整理・保存・
公開全般(目録作成等)・レファレンス対応・展
示ほかの業務にあたって来た。元来、先の質問者
同様「県民の共有財産であるところの古文書」の
保存・公開のために県立文書館で勤務をはじめた
のだが、勤務を続ける内に、「県公文書館」と
「地域に残る個人有の古文書」を関係付ける部分
の不整合、「古文書」を「県公文書」と一緒にあ
つかうことから噴出する疑問や問題点、それがや
がて県アーカイヴズの存在の根幹さえゆるがしか
ねない齟齬へとつながってゆく現実(日本のアー
カイヴズ・公文書館についての認識の不統一に起
因する)を目のあたりにし、自己業務と理想とす
る公文書館施設の姿が乖離していくのを感じてい
た。

以上のことより、本稿では、日本の「資料」⁽³⁾
保存・利用環境がより良いものになることを願
い、「公文書館」「アーカイヴズ」の役割を考えな
がら、私の専門とする「古文書」「民間所在資料」
のより良い保存・公開施設につき、私的考察を加
えてみたい。

第一章 公文書館資料を考える

1. 「公文書館」の役割は何か

①「アーカイヴズ」と「公文書館」

「アーカイヴズ」: archives、『文書館用語集』⁽⁴⁾
には①史料、記録史料、②文書館(もんじょかん)
③公文書記録管理局(こうぶんしよきろくかんり
きょく)④[コンピュータ用語では、複数のファ
イルを1つにまとめたり圧縮したファイルのこ
と.]とあり、2004年の国立国語研究所「外来語」
委員会による「外来語」言い換え提案の提案語一
覧には、言い換え語案を「保存記録」「記録保存
館」、意味を「個人や組織が作成した記録や資料
を、組織的に収集し保存したもの。またその施設
や機関。」とし、その他の言い換え例に「記録・
資料・史料・公文書館・文書館・資料館・史料
館」があげられていた。他方近年では個人やある
テーマに関するものの(特にデジタル情報の)記
録についても「アーカイヴ」「アーカイヴズ」と
いう語が頻繁に用いられ、その語の利用は多岐に
わたっている。それは、日本では「アーカイヴズ」
という語に、しっかりとした定義(富永氏のいわ
れる「理念」)が定まっていないことに起因する
からであろう。なお、海外の archives においても、
実はその定義は国によって違い一様ではない。富
永一也氏は「われわれのアーカイヴズ」⁽⁵⁾の中で
各国のアーカイヴズ(に相当する語)について
「各国の歴史や制度が違うので、これらは正確に
は全く同じものを指しているとはかぎらない。」
とし、それに関し大濱徹也氏の「それぞれの国の
アーカイヴズというものには、それぞれの国の歴
史が凝縮されている」⁽⁶⁾という言葉を用いている。
この両氏の言葉からもわかるように「アーカ
イヴズ」とは、その社会(もしくは国家、あるい
は組織)の置かれた背景(歴史や社会体制等)に
より異なるものであり、その社会の存在と運営の

証明のための施設である。ならば、日本でも独自のアーカイブズ解釈があって良いのである。ただし、理念なく全く異質のものを混在させることは間違っているだろう⁽⁷⁾。

「公文書館」：上記のように考えると、アーカイブズの中でも特に国や地方自治体等一般に「公（おおやけ）」といわれる機関が設置するものである。「公文書館法」では、「歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。…）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」と規定している。

②「公文書館」は何のための施設なのか

ところで、「公文書館」は何のための施設なのだろうか。

「公」である設置母体（親組織）自らが自らの行いをあとづけるため、自己の責任として自己の行ったことを主権者に説明し証明するために、特に残すことが必要な（評価・選別した）自らの資料を保存し、（何人にも）公平な公開をするための施設で、その設置や運営（公開にいたるまで）・資料内容に関しては全て設置者（設置母体）自身に責任があると考ええる。すると、そこから主権者たる住民への責任（説明責任）が発生する。そして、主権者たる国民や住民の権利を守り保証するために、歴史資料として重要な「公文書」等を保存し公開するための施設が「公文書館」である、という結論にたどり着く⁽⁸⁾。

責任と権利の問題に関し、例をあげてみると、自治体合併が途中で頓挫してしまった場合、解散後の「合併協議会資料」は、はたしてどこで保存されるのだろうか⁽⁹⁾。たしかに、それを引き継ぐ課室は無いし、合併予定であったどこかの自治体に属するものとするれば良いのか、もしくは自治体とは別機構ということで「古文書」とするべきなのだろうか。合併でなくとも長野オリンピック文書廃棄事件のように、臨時的に設置された機構で

作成された文書や資料は解散後どうなるのだろうか。（後で述べる自治体史編纂室資料にも通じる話だが）これら公金で行われた事業については、解散後も当然その公金を支出した機関（国か地方自治体か）が存在する間は、その内容に責任を負うべきであろう。するとその資料を保存するのは関係市町村、それが無理なら都道府県公文書館、それが設置されていないなら国立公文書館になると考える。

また、極端な例だが、「公文書」「古文書」と分けた場合、現行政が続くかぎり作成から百年二百年経ても「公文書」は「公文書」の区分に入ると考えるが、現行政に「公文書館」がある場合でも、もし将来その設置者である「国」や「自治体」が消滅してしまったら（合併ではなくクーデターや戦争等で崩壊し全く違う国家や企業等が国や自治体を運営することになった場合）、旧行政の事業に対する責任も消滅してしまう。そうすると旧行政の「公文書館」にある「歴史資料として重要な公文書等」は勿論、現用公文書にいたるまで、その内容に責任を負うべき者が消滅したことで、それらは全て旧行政の残した「古文書」という範疇に入ると考える。つまりここでは、文書や資料を経年で「古文書」とそうでないものに分けるのではなく、主に責任の有無に判断基準を置くからである。そう考えると、その「古文書となったもの」の大部分は、新統治機構の「アーカイブズ資料」とは異なるものであるので、「旧行政の公文書館収蔵資料」という一群で、「旧行政博物館」や「旧行政の図書館」の資料の一部となるのだろう。→類例：「企業アーカイブズ」「大学アーカイブズ」等は、自己の経営資料保存公開の施設であり、自己業務に関係しない「古文書」「民間所在資料」は全くの対象外である。但しその企業が無くなればその「企業アーカイブズ」に保存されていた資料はどうなるだろう。本社所在地の「博物館」や「図

書館」に「古文書」として入るのか、それともその業種に関する「専門の博物館」があればそこに入れるべきなのだろうか⁽¹⁰⁾。

2. 公文書館法と「みずから」は「みんな」ではないことについて

いわゆる「民間所在資料」地域に残る「古文書」をアーカイヴズ・公文書館でとりあつかうべきであるという考えは、i「公文書館法」の解釈と、ii「みずからに関する資料」の「みずから」の範囲を、責任の主体である経営母体（もしくは支配者）の異同にかかわらずそのコミュニティーに存在する「みんな＝すべて」⁽¹¹⁾まで含むものとする解釈から出現したと考える。

①「古文書」「民間所在資料」とは何か

ところで、そもそも「古文書」や「民間所在資料」とは、どのようなものを指すのであろうか。「古文書学」的には、作成者と受信者があり用件など伝達内容のある文書で古いものが「古文書」であり、その他のものは「古記録」であると言われる。そして「古文書」は元来、中世文書までを指す語であり、近世以降のものはその範囲に入れられなかった。しかしその後、資料保存運動が活発になり、今では、資料保存従事者や一般市民にとっては、まず近世文書まで、もしくは近代文書であっても墨書のもの「古文書」と理解され、和紙に墨書ではなくとも、近代行政文書なども「古文書」という言の範疇に入れられることが多くなった。『文書館用語集』には「厳密な意味では、発信者から受信者へ用件など何らかの内容を伝達した文書のうちで、現用以外のものをいう。また広義には典籍類までを含めた古い書類全般を指すこともある」とある。この「古い書類全般」の範囲は曖昧である。しかるに資料保存の現場では「将来の人にとっては今作られたものまで全て資料（「古文書」とは違う、やがて「古文書」になるという意味）です」、また「古文書はすべて

平等です。すべて大切にしましょう」という原則で取り扱うことは、常識となっている⁽¹²⁾。

つまり、資料保存現場で言う「古文書」とは、「それ以外の文書資料」との境界がはっきりせず⁽¹³⁾、評価・選別できない（「すべて大切」なのだから）「資料」（選別できないのだから）ということになる。だから、そこで「古文書」と言えば、基本的に作成年代および内容・形態（及び媒体）で制限されない。土器や木簡に書かれた文字情報から今まさに作られたデジタル情報まで含まれる「資料」（document）である。一部には所蔵者の現用物もある。ただし、話がややこしくなるので、便宜的⁽¹⁴⁾にこの中に現行政が作成した「公文書（現用・非現用共）」は含まれないのが普通である（以上の考えにあてはめていけば、「公文書」「行政文書」も当然ここで言う「古文書」の範疇に含まれるのだが）。それゆえ従来からある「古文書」の概念ではくくりにくいため現行政の作成文書以外という立場を強く示す「民間所在資料」という言葉もよく使われる。「現行政の公文書」に対する語としては個人は勿論、企業や団体も含めた「民間」の資料であり「古文書学」で言うところの（もしくは「和紙に墨書的」イメージの）「古文書」のみではないものという意味で「民間所在資料」という言葉の方がわかりやすい⁽¹⁵⁾。

②「資料保存運動」から「公文書館法」制定へ

ここで戦後の「古文書」保存運動についてみておく。民間に残る「古文書」を大切にしなければならない、という動きは早くからあった。特に第二次世界大戦後、全国各地に残る「古文書」等の散逸が深刻な問題として取り上げられるようになり、歴史学会や大学を中心として進められ「資料保存運動」となる。戦後初めての動きが昭和24年の「資料館設置に関する請願および趣意書」で、「戦後の社会的経済的諸変革によって近世並に明治時代の庶民生活に関する基礎的史料が…日々散佚湮滅しつつある現状より、保存及公開機関とし

て国立史料館の急速設置」を請願している（歴史研究者等 96 人署名）。それに対し昭和 26 年 5 月「国立史料館」設立。昭和 34 年 4 月山口県文書館設立。この後昭和 34 年 11 月「公文書散逸防止について」の勧告（日本学術会議）が提出され、自治庁より「公文書散逸防止に関する通達」が各都道府県や自治体に対し出される。

このように全国的な運動として資料保存運動が展開していく中で、昭和 39～40 年には全国の資料を 1ヶ所に集めてしまおうという案や、全国をブロック分けして旧帝国大学に各地に残る「古文書」を集めてしまおうという「日本史資料センター」構想が起こった。これに対して歴史学会連合等から、資料は伝来した現地で保存すべきであるなど強硬な反対運動が起こり、センター構想は白紙にもどされた。これに対し昭和 44 年には日本学術会議が「日本資料保存法の制定について」の勧告を内閣総理大臣にあてて提出した。この勧告文は、当時の「資料保存運動」が何を求めていたかということが大変よくわかるものである。つまり本来法制定で望まれていたものは、広い意味での「古文書」つまり「歴史資料全て」の現地保存のための法律、であることがストレートに述べられており、後の「公文書館法」と比べると、その意図が大変わかりやすく明快である。

すなわち、歴史資料は戦後大量に消滅し現在も散逸の危機にある。歴史資料の一方の中心をなす江戸時代までの古文書・古記録類と、もう一方の中心たる明治以降の公文書類共に深刻な事態にあるのに、歴史資料の散逸・廃棄を阻止するための体系的措置がとられていない。この憂慮すべき事態を阻止し、貴重な国民的文化遺産を後世に伝えるために、文書館の設置を骨子とする歴史資料保存法の制定が緊急に必要である、とし、歴史資料保存法に取り入れるべき内容案の中で、文書館は各都道府県単位では必ず設置し、市町村には設置促進のための措置を講ずる旨（地方的性格が強い

歴史資料の現地保存主義）のほか、マイクロ化・原則無料公開・管内民間所有資料の調査整理等保存措置の助成、専門職員設置（但しこれはこの勧告の構想案を見るかぎり歴史学者の専門職を想定している）、関連諸機関との連絡調整機能等、ほぼ現在でも「資料保存現場」で言われる理想の形の「資料保存のための規定」が盛り込まれている。また、参考部分で既にある文化財保護法との関係につき、文化財保護法は歴史資料の中心たる古文書・記録類を保護するには作られていない法律なので歴史資料保存法が必要であると、はっきりと説明している。

勧告は提出されたが、その後の自治省や文部省の対応はあまり芳しいものではなく、これ以降の運動推進者は更なる努力を重ねたようである⁽¹⁶⁾。法制定が遅々として進まぬ状況が長く続き、その後の要望書や勧告は、法制定実現のため「公文書」保存を前へ出したものへと変わっていく。昭和 46 年 7 月国立公文書館設立、昭和 51 年「官公庁文書資料の保存について」要望、昭和 53 年 1 月「歴史資料（文書）の保存について」要望、昭和 54 年 4 月「歴史資料保存法の促進に関する要望書」、昭和 55 年「文書館法の制定について」勧告（日本学術会議）、そして昭和 62 年 12 月「公文書館法」が成立する⁽¹⁷⁾。

このような経緯を経て、多くの人々の努力によりやっと「法律」が成立したわけであるが、「資料保存運動」が本当に望んでいたのは、歴史研究に必要で大切な「史料」（主に各地域の所蔵者宅にあり群単位では文化財指定されにくい、だからこそ深刻な散逸の危機にある「近世・近代文書」および、将来の「史料」としては盲点にある近現代行政文書）を地域（現地）に残し守る一つまりはそこで収集・保存・公開・研究する一公営施設（財源の安定確保と平等な利用の保証のため公の運営）であるところの「(古)文書館」を、各都道府県および市町村に設置することを、法で保証

されることであつたはずである。

それは「公文書館法」成立で保証されたのであろうか。

この運動にある散逸や毀損・廃棄の危機にさらされている「古文書」＝「人類の遺産」を救い地域で保存するという考え方はすばらしいことであり、その考え方は現在も資料保存現場にしっかりと受け継がれ、私もそのために働いている。また、この運動がやがて議員立法として「公文書館法」を成立させ、「公文書館」という国民への情報公開や説明責任の保証のために、なくてはならないものの設置にはたした役割は大きい。しかしこの法律が、「古文書保存」とは似て異なるものに行き着いてしまったことは、それまでの「資料保存運動」や「歴史関連学会」を支えてきた人々にとっては不十分なことであるし、「古文書」にとっても「公文書館」にとっても残念なことであつた。なぜならば、前者（古文書）にとってはそこで対象とされているものは、国又は地方公共団体が保管する公文書等であつたからであり、後者（公文書館）にとっては日本ではこのような流れで「公文書館法」が成立したため、「公（おおやけ）」も「個人・私」も「研究者」も、法に言う公文書館は古文書を保存し様々な歴史研究全般をサポートしてくれる社会教育もしくは文化施設である、という認識の枠組みから、なかなか抜け出せなくなっているからである。

③「公文書館法」から「公文書館」を考える

ア.「公文書館法」で守るもの

「公文書館法」は、公文書館そのものについて定めた法律であり、「公文書館施設」全ての基本法となるものである⁽¹⁸⁾。

公文書館法第三条にその責務につき定められている。

（責務）

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な

措置を講ずる責務を有する。

この「責務」に関して「公文書館法の解釈の要旨」⁽¹⁹⁾には、「〔責務〕とは、法律上の「義務」とは異なり、国及び地方公共団体が、公文書等の歴史資料としての重要性にかんがみ、その保存及び利用に関し、それぞれが適切であると考えられる措置をとる責務を、本来、国民及び当該地方公共団体の住民に対して負っていることを確認する趣旨のものである。それ故、その責務を果たしているかの判断は、国及び地方公共団体のそれぞれが自ら行うものである。…」とある。すなわち、主権者たる国民や住民の知る権利を守り保証するために、歴史資料として重要と判断された「公文書」等を保存し公開するための施設が「公文書館」である（ここで「公文書」についても確認しておくが、「公文書館法の解釈の要旨」に、「公務員がその職務を遂行する過程で作成する記録」とある⁽²⁰⁾）。

このようにして作成された「公文書」は、構成員（国民・県民・市民等）みんなのものであるはずである。それに対しては皆が権利を持つ。そうであるなら「公文書館法」で守るものは「国民の権利」であるということにもなる。しかし逆に言えば、構成者「みんなのものではないもの」「みんなが権利を持つものではないもの」は、この法律の対象物ではないことになる。

イ.「公文書館法」の対象とするもの

ここで本稿の主役である「古文書」に話しを戻し、「公文書館」施設で「古文書」「民間所在資料」を取り扱う使命がある（法的に定められている）とする考え⁽²¹⁾のより所となっている「公文書館法」の部分から、対象物を考えてみたい。

すなわち、同法第一条（目的）では「この法律は公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ…」とある。この法律の設置目的にあるところの、保存すべき「公文書等」がすなわち「公文書館」の対象範囲である。それについては更に第二条に「…「公文書等」と

は国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう」とある。これに関しては「公文書館法の解釈の要旨」に

第2条（定義）「公文書とは、公務員がその職務を遂行する過程で作成する記録を、その他の記録とは、公文書以外のすべての記録をいい、また、これらすべての記録の媒体については、文書、地図、図画類、フィルム（スライド、映画、写真、マイクロ等）、音声記録、磁気テープ、レーザーディスク等そのいかなを問わないものである。したがって、「その他の記録」には、古書、古文書その他の私文書も含まれることになる。公文書その他の記録は、国又は地方公共団体が保管しているものを指し、…（以下省略）

とある。ここで「そのいかなを…古書、古文書その他私文書も…」とあることで、「古文書」「民間所在資料」も「公文書館」で扱うべき対象であり、この法律により「公文書館」で「古文書」を保存し利用に供するという解釈が生じている。これが更に→「古文書」「民間所在資料」を保存・公開する施設は「公文書館」である→「古文書」「民間資料」を扱うのは「公文書館」の仕事である、という理解に行き着いているのだ。それまでの資料保存運動の経緯や学会からの勧告文等、また国会内や自民党内での岩上氏外のやりとり記録⁽²²⁾等を見れば、まさにその（公の施設で散逸等危機的状況下にある古文書・公文書等を保存し平等な利用に供することを法で定める）ための法律であるのだが、経緯はどうあれ、この法律だけを見て、はたして一般に言う「古文書」「民間所在資料」がこの法律で言う「公文書等」の「等」と同じ（＝）になると言えるのだろうか。

すなわち i 公文書その他の記録は国又は地方公共団体が「保管」するものである。だからまず地域で個人が所有するものは対象からはずれることになる。ii 「その他の記録」とは公文書以外の全

ての「記録」である。しかし先に述べたが「民間所在資料」の含む範囲は現実にははととても広い。「資料」document であることは間違いないが、その全てが record であるとは言えないものである。iii 更に、構成員みんなのものではないものも対象からはずれる（但し、公務員の職場における職務に関する私文書＝みんなのもの）。以上より、法の解釈にある「その他私文書」というのも、いわゆる「民間所在資料」的なものとは、全く同じ（＝）というわけではないのではないか。

つまりは「公文書」とそれに関連する「公文書以外の記録」なのではないだろうか。だから「私文書」も公務員や公人・そのまわりの人間（公の事業遂行に関し契約した業者等）が「公」の業務に関し作成したものを指していると考えの方が良いのではないだろうか。解釈要旨中の「古書、古文書」も、その中におけるそのようなもの、「民間所在資料」ではなく関連の「古い文書」のことなのではないのだろうか。そう考える方が「公（おおやけ）」のアーカイヴズの対象としての意味は通りやすい。

3. 小括

アーカイヴズに入れるものの判断基準の提案

「公文書館法」の成立過程からのみ考えると、「古文書」「民間所在資料」は「公文書館」で扱うものではないと主張することは難しい。しかし、小さな語の解釈や史（資）料保存運動の流れにこだわることよりも、アーカイヴズ資料の発生元となる「みずから」の範囲を明確に示すことが、アーカイヴズとは、アーカイヴズ資料とは何かを主張する上では、実は一番わかりやすいのではないだろうか。小括として、私が判断基準の手がかりとなると考えるものを以下にあげておく。

A. アーカイヴズで扱うものの判断基準となること

i 自己より発生したもの

- ii 自己に所有権があるもの
- iii 非現用となった後であっても、自己に（内容の事業について）責任を負う義務が存在するもの
- iv 自己に管理義務のあるもの
- v 自己に評価・選別・廃棄権が存在するもの
- vi 自己業務や事業をあとづけるもの

*上記i～viに言う「自己」とは、アーカイヴズの設置者である。

以上のすべてを満たせば、それがいわゆる「古文書」であっても、自己のアーカイヴズであつかう対象となりうると考える（*例えば、「〇〇家アーカイヴズ」なら、〇〇家の古文書資料もあつかう対象となる。ただし評価選別は必要だが）。ついでながら、判断基準とはなりえないものも以下にあげておく。

イ. アーカイヴズで扱うものの判断基準にはならないこと

- i 歴史的に重要、歴史的資料である（…その判断基準が曖昧。誰がいつ判断するのか。）
- ii 古いものである、昔のものである（…これも基準が無く曖昧。）
- iii 形態（…ここに、たとえば和紙に墨で書かれたものと電子データという形態の違いや差は存在しない。）
- iv 一点しかないものである（…一点しかないものであっても、保存に値しないものは必ず存在する。アーカイヴズの資料は、設置者にとっては全て評価・選別対象である。全て大切などということはありません。）
- v 他者のもの（…いくら保存期間満了や廃棄されたものでも、自己のものでなければそこにある情報そのものについて責任を負う義務は発生しない。）

以上、判断基準としてあげられることと、そうではないものをあげたが、公文書館・アーカイヴズ資料とは何かという本章のテーマについて、少

しは示すことができたのではないかと考える。

アーカイヴズは、みずからの生み出した、自業務についての情報のうち、重要もしくは後世まで責任を負うべきものを保存管理し公開する施設であり、その「みずから」は決して「みんな（例えばそれが公文書館ならば住民1人1人、場合によっては人類全て）」と同じではない。また、「古文書」と「アーカイヴズ資料」は、並立するものではなく、そのアーカイヴズの設立者が誰かということにより、「公文書」や「アーカイヴズ資料」も「古文書」になるものなのである⁽²³⁾。

第二章 「古文書」「民間所在資料」を保存する

公文書館やアーカイヴズに入るものではないからと言って、「古文書」「民間所在資料」が大切ではないわけではない。それらは、大切な歴史資料として保存すべきものである。

1. それでも「古文書」は守らなくてはならない

①「古文書」「民間所在資料」は誰のものか

「古文書」「民間所在資料」は所有者のもの（寄贈等で行政や大学・コレクターなどが所有者になっているものも当然あるが、その場合は当然現所有者のもの）、資料の性格によっては作成者のものである。だから保存は勿論、公開や利用に関しても所有者に権利があり、所有者を無視したり傷つけるような公開や利用は問題となる（但し保存も公開も「文化財」指定されていないものについては所有者の義務ではない⁽²⁴⁾）。またそれを「収集」する場合も国や地方自治体等々の機関が勝手に原本収集してしまうこともできないので、どうしても必要なら写真や複製での収集、または原本なら一時的な寄託などの方法がとられている（この場合所有権・財産権はそのままであること

が多い⁽²⁵⁾。これだけ所有者の権利が強い「古文書」を所蔵者以外の人間や行政が守り平等な利用を求めることには、どんな理由があるのだろうか。

②「古文書」「民間所在資料」は現行政に直結するものか

よく言われる「古文書」保存理由のひとつに、民間の私有物とはいえ内容的には行政文書であるから、というものがある⁽²⁶⁾。「古文書」「民間所在資料」は現県政や市町村運営に直結するものなのだろうか。その性格があいまいなものに対し、このようなことを考えること自体無意味であるのかもしれないが、「公が公費で運営する資料保存利用機関」での保存を想定する場合、それにつき見解を示すことは必要であろう。

まず、現県政には「直結」するものではない。近世文書に限定すれば「直結」するようにも見えるが、旧藩・幕府等による支配体制と現県政とでは主権者も為政者も違い、「文書」における責任の所在が同じではなく、運営システムとしては全く別ものである。また、近現代行政資料に関して、維新時や郡役所廃止時に県運営に本当に必要な書類や資料は引き継がれ、その時点で公文書になっているはずである。

但し、現市町村やそれよりも小さい範囲の地区運営との関係は微妙である。まず現市町村事業にとっては、全てではないが「古文書」等の一部は関連するであろう（戸籍に関するものや土地の権利に関するものなど）。しかし、地域個人有の「古文書」において「公」「私」の境が不明瞭なものは大変多いので（近世文書などでは一点の文書の中でさえ公私の混在するものは多くある）、これが全くのイコールで結ばれることはない（これも必要分は早くに引き継ぎされているはず）。これに対し、地区有文書は「地区」の現運営（もしくは利権）に直結し、今も書き継がれている現用文書である可能性が大きい（この場合▲▲市公文書館資料としては該当しないが、○○地区アーカ

イズ資料という位置付けは可能）。

③「古文書」「民間所在資料」を大切にすることを考える

支配関係文書や権利にかかわる文書はまだ「保存」の必要性がわかりやすいが、商業文書や全くの私的文書まで含めて「古文書」として大切に保存しなければならないのはなぜだろうか。「古文書」の範囲や性格が多様である以上ひとつの明確な答えは言えないのだが、以下のような理由を考えてみた。

- i 我々および先祖がこれまで「営んできたこと」まさに「生（せい）」を証明するものであり、またそれは将来を見渡す時の指針ともなるべきものであるのだから、今まで残されて来たものは（これは、事前に何度も整理されているからと言う意味で、理由があって残されたものと見る）これからも大切に保存し後世へ伝えて行かなければならない。それは現代人の義務でもある。
- ii 特に支配者・為政者側がおこなった事業については、それを証明する資料や記録・図書等も多いが（但し支配者側から見た自己の正当性の証明のため都合良く書かれたものもある）、支配されていた側もしくは一般民衆側の「生」については、「民間所在」の資料の側からでないと、なかなか証明できないものであり、支配側の眼ではなく被治者である民の立場から、歴史を描くことが可能となる。
- iii 地域住民にとっては、その地で生きてきた人々の先祖がどのような営みを築いて来たかの証拠であるだけに、個人としての所有権にかかわらずある意味で、資料は「みんなのもの」である⁽²⁷⁾。
- iv 資料が多ければ多いほど多方面から見ることが可能となるので、相互のかかわりが今はわからないものまで「全て」「群単位」

で有る(残す)方が良い。特に商家や大家の経営等を見る場合は、資料が多く多岐にわたる方が、多方面から見て分析できる。

- v 教育・学習材料として重要である(地域の歴史を知り、様々な形の過去があることを知る)。
- vi 「文化財」としての視点より、文化財保護の見地からも重要。
- vii 「歴史資料」だから重要→但し「古文書」に関しては何を「歴史資料」とするかという、はっきりした規定はなされていないし、その判断基準は一様ではない。だから(勿論過去に当事者・所蔵者や研究者によって選別されて残されているものは多いが)どうして「全て」が「歴史資料」であると言えるのか、ということは一考を要する。

◎ただし、「点数が少ないから重要」「古いものだから重要」「誰かにとっては、きっと重要」という漠然とした視点からでは、「保存」しなければならない理由としては成り立たないと考える。すなわち、ここから発生する「古文書は全て大切」という語の無責任さは批判すべきであろう⁽²⁸⁾。

「古文書」「民間所在資料」は、現行政に直結せず、公私が混在し、なおかつ私的な部分が大きいかからこそ特に上記 i・ii のような役割をはたすこと(→そこから今まで知られていなかった「新たな歴史」「真実の歴史」の発見の実現)への期待が大きいと考える。それに iii 以下の理由も加わることにより「大切」であり「保存」しなければならないという理解に行き着くのである。

2. 「古文書」「民間所在資料」の適切な保存・公開施設を考える

前章で、「公文書館」の対象とするものには、地域の「古文書」「民間所在資料」は含まれない旨述べたが、では、大切な「古文書」「民間所在資料」を地方自治体で扱う(守る)には、どうす

れば良いのだろうか。

①「公文書館法」で「民間所在資料」を守れるのか

公文書館法で「古文書」や「民間所在資料」を守れるのだろうか。

結論を言ってしまうと、行政が保管する「古文書」については「公文書館法」で守れるだろう。

しかし、本来この法律にある「公文書等」は、前述のように一般に言う「古文書」「民間所在資料」も対象としているとは考えにくい。評価選別を経て保存が決定した「公文書」に対し、「(全てが)歴史資料」・「文字情報」・「この世に一点しか存在しないもの(原本のオリジナル性)」⁽²⁹⁾、「地域経営(や支配)にかかわるもの」「古代から現代そして未来まで「歴史」の連続性」⁽³⁰⁾等の理由を付けて両者は同じ性格のものと思なすことだけで、「公文書館」で「公文書」と「古文書」「民間所在資料」の安易な同居を容認するのは危険である。両者は「公立の公文書館」という施設においては、その性格も、なぜ保存・公開しなければならないのかという理由・理念も、全く違うものである。だから、両者の「同居」は最初は良く見えても長期的に見ればどちらも守れない(施設自体の存在意義の変質→崩壊)かもしれない⁽³¹⁾。我々「古文書」資料の保存事業従事者は、法を拡大解釈することで守るのではなく、他の方策で「古文書」「民間所在資料」をしっかりと守ることを、まず考えてみるべきなのではないだろうか。

②「公文書館」と「図書館」「博物館」等の関係について

ところで、「資料」を、図書、文書、物(モノ)の3つに分類し、それぞれの責任を持つべき施設を、「図書」は図書館・「物(モノ)」は博物館・「文書(すなわち「公文書」も「それ以外の文書」も同じ種類のものという前提のもと)」は(公)文書館と、「(公)文書館」およびその類縁機関であるところの「図書館」「博物館」の業務で分け

る考え方がある⁽³²⁾。しかし、「公文書館」と「図書館」「博物館」は分業により並立するところの類縁機関なのであろうか。

まず、全ての「資料」を「図書館」「博物館」「公文書館」の3施設で、きれいに分けることは不可能である。

元々の形態や媒体のほかに、それ自体の用途や来歴等の影響を受けて存在する「資料」を一方向から見た区分にあてはめることは、大変な作業である。また、図書・物（モノ）・アーカイヴズ（あえて文書と言う語の使用を避ける）のどれに關しても、近年はデジタル化等媒体の多様化がみられ、各々に分けることは、なお困難になってきている。また、そこにそれを無理やり分けなければならない意義も存在しない⁽³³⁾。法的にはこれらの施設はどれも「古文書」をあつかうことは可能である。そうであるのにわざわざ隣接の並立する3つの施設に分けなければならないことは説明できるのだろうか。また根拠法から見ても、「利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する…」等を目的とする社会教育のための施設である「図書館」「博物館」と、「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関する調査研究を行うこと」を目的とし「歴史資料として重要な公文書等保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務」を国及び地方公共団体が遂行する施設である公文書館は、「類縁機関」ではないのではないだろうか。更に根拠法では、「はじめに」で述べた研究会で富永氏が論じておられるように、その上位の法律も全く違うものである。「類縁機関」でないならば、だからこそ「図書館」「博物館」を気にせず独自の事業が展開できるのだという考え方もできるのだが、根拠法令に基づく本来業務や設置理念をしっかりと持っているならば、「類縁」的な事業展開はなされ得ないはずである⁽³⁴⁾。

では、大切な「古文書」「民間所在資料」を保

存・公開するには、どこでどうするのが最良なのだろうか。

3. 今ある施設で「古文書」を保存・公開すること

これからの「古文書」「民間所在資料」の保存・公開のためには、「公文書館」ではなく「古文書館」「資料館」等の設置が最も必要であると考える。しかし、場合によっては既存の他施設での取り扱いを考えることも必要であり、もしくは、利用者の便や運営規模・環境などを考えれば、その方が良い結果につながる場合もあるのではないだろうか。先にあげた昭和44年の「日本資料保存法制定について」の勧告文でも「文書館は新設されることが望ましいが、既設の機関—各単位自治体（都道府県市区町村）の図書館・博物館・資料館・公民館—を文書館にあてることできる」としている。では、既存施設で「古文書」「民間所在資料」の保存・公開を考えることは、現実には可能なのであろうか。以下にいくつかの施設や課室をあげ、各々の現状と「古文書」とのかかわり、保存・公開施設としての可能性について考えてみたい。

①図書館

図書館は、「図書館法」（昭和25年）第二条・第三条により、「古文書」「民間所在資料」の収集保存・公開機関として法的にも認められた存在である。

第二条 ①この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

（*以上抜粋）

図書館は多くの自治体で既に設置されており（全国の自治体で、ここにあげる施設の中では一番設置率が高いであろう）、誰もがいつでも気軽に利用できる施設である。更に、図書館の場合収蔵設備の面でも整っている場合が多く、特に部外者が侵入しにくく、セキュリティ面でも良いと思われる。出納も一般図書と同じく専門職である司書が行えるだろうが、ここでの出納のためには最低でも一点ごとの番号付与と、閲覧のための簡単な目録の整備は、事前になされている必要があると考える。また、できるならば閲覧は複製物で対応すべきであろう。図書館で「古文書」をあつかう施設には、大阪府立中之島図書館、国立国会図書館（窓口は別であるが）など大きな施設があり、近年では大阪府の枚方市立図書館でもあつかい始めた（窓口は別）⁽³⁵⁾。

②博物館

博物館の場合は、「博物館法」（昭和26年）第二条により、利用の方法が「展示」とされている点に問題がある。

第二条 ①この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する

ために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（…省略…）のうち、地方公共団体、民法（…省略…）第三十四条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（…省略…）が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

③この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

（*以上抜粋）

しかし博物館には学芸員という様々な「資料」の専門家があり、図書館以上に「古文書」等の保存や扱い・研究・レファレンスへの適切な対応が可能という点では良い環境にあると考えられる⁽³⁶⁾。展示環境も整い、収蔵設備やセキュリティも大変良いことが予測できる。しかし、一般利用に供する方法が「展示」であるということは、全資料の平等な公開にはつながらない。但し近年、「展示」以外の手段—例えばパソコンやインターネットを利用して収蔵資料の画像や情報の公開（デジタルミュージアム）など—もなされはじめており、様々な手段による「平等」公開も、実現が可能となって来ている。ほかに「民間所在資料」を調査・収集・保存する場合、博物館なら「古文書」だけではなく出所の同じ「物資料」等も離すことなく一括で保存・公開できるという利点も考えられる。（*註30再参照）

③歴史民俗資料館

昭和44年の学術会議の勧告等を参考にして、昭和50年の文化財保護法改正時に「学術上価値の高い歴史資料」を定義に加えたのにもない、翌年から歴史資料に対する調査に文部省が補助金を出し各県で調査させた。それにより国が指定するものをはじめ、それらの保存・公開・活用のための保管施設として、（すでに1970年代頃から補

助金が出されていた) 歴史民俗資料館があてられた⁽³⁷⁾。そのため、この頃(補助金が出されていた頃。今は出されていない)特に多く各地に設置された施設で、「博物館というよりも古文書資料、民俗資料など地域に残っている資料を総括的に保存していくことを目的とした施設」⁽³⁸⁾として設置されてきた。全国的にもこれに該当する施設は多く、地域での古文書保存施設としては一番手ごろである。だが、収蔵設備や環境やセキュリティの点で問題のある館も多く、収蔵・展示施設であるため、「全ての平等な公開」という点では不十分である。また、専門職員が置かれていない事も多く、出納やレファレンスに関しても不安な施設もある。しかし、それらの問題点を解決できるならば、博物館同様、同一出所の古文書と資料の両方を離さずに収蔵・利用できる施設である。

④教育委員会文化財担当窓口

文化財担当業務の根拠は「文化財保護法」および各自治体独自の「文化財保護条例」によっている。主業務が埋蔵文化財や指定物(建築・美術ほか)に関する事という場合が多く、「古文書」では文化財指定されたもの以外までは手がまわらない状況も多い。また、環境の良い収蔵スペースの確保や公開・展示のスペースも無く(但し、文化財課で郷土資料館や博物館を持っている場合は上記②③に該当)、セキュリティやレファレンス対応にも問題がある場合が多い。それだけに「古文書」「民間所在資料」の保存・公開には最も遠い存在といえる。

⑤自治体史編纂室

編纂室は、全国的に見ても、自治体史編纂業務として「古文書」「民間所在資料」の調査・収集(複製収集・所在情報収集も含む)・保存・研究を行っていることが多く、資料の専門家をスタッフとして置き、実質的な資料公開機関としての役割をはたしている場合も多い。所蔵者との信頼関係も既述の他施設に比し一番濃密であり(特に市

町村の場合)、レファレンスへの対応も十分なされている。しかし、編纂事業継続中における収集資料の保管場所は庁舎の一般室内や出先施設(教育委員会・図書館・公民館・郷土資料館・埋蔵文化財センター・学校の空き教室ほか、変わったところでは消防署などもある)に置かれた(間借りした)編纂室内であることが多く、保存環境・セキュリティの上では問題もある。他に、一般に知られていないため、決まった人以外の利用が難しいことや、公開目的施設ではないので、閲覧スペースが無いことも多い。しかし、最も問題となるのが編纂事業終了後の収集・作成資料の保存・公開である。

編纂事業は期限を決めた事業であるため、終了してしまえば編纂室は解散してしまうことが普通である。従来の編纂事業では終了・解散後に収集・作成資料が散逸してしまうことが再々にわたり問題となった。近年では、その轍を踏まないようにと、編纂当初から終了後の資料保存・公開について取り決め(対自治体自身では新収蔵施設設置計画等、対外的には資料所蔵者との間に収集資料は編纂のためだけでなく編纂終了後も一般の利用に供する旨を初めに言及し契約する等)をしている場合も多いようである。自治体史編纂は税金を使って行う事業で、その成果を刊行して終わるのではなく、収集・作成資料についても当該自治体が責任を持って管理し、自治体が成果を点検しうるのみならず、諸記録を後世へ伝えるための措置を取るべきである⁽³⁹⁾。

ここに、近年市史編纂業務が終了した近畿地方3市の事例をあげておく。決して良い例ばかりではないが、編纂終了後の保存・公開を考える上での一素材とされたい。

A市の場合、人口40万人余、編纂終了後も「市のあるかぎり市史編纂は続くものである」との考えから、規模を縮小して担当及び委員会を残した。その後図書館の新築計画時に図書館組織に

入るが、新図書館内では別室・別窓口を設ける。図書館組織の中で古文書講座や本の出版・資料保存と公開をおこなっている。現公文書の収集はおこなっていない。古文書専門の嘱託・アルバイトによる運営。

B市の場合、人口6万6千人余、図書館の一室で編纂業務をおこなっていたが、編纂終了後委員会共解散。部屋は図書館に返却。収集資料のうち原文書は図書館収蔵庫で保存を継続、複製資料は元の編纂室の戸付き書架でそのまま保存（ただし部屋は図書館のサークル等が使用するため書架内は外からのぞけないようにガラス戸内を白紙でおおい、そのガラス戸も施錠）。市史の出版物販売は図書館が行う（『B市史』在庫も図書館収蔵庫に保管）。ただし、編纂室収集・作成資料の公開請求やレファレンスがあれば、市の文化財保護課（離れた別建物にあり）が対応するが、出納権は図書館が持つ（ただし市史収集資料の存在は一般に提示していないので、利用はほとんどないし対応できる職員もいない）。現公文書の収集はおこなっていない。現在古文書専門担当者なし（図書館・文化財保護課共）。

C市の場合、人口12万人余、市庁舎内総務課の一室で編纂業務をおこなっていたが、編纂終了後は教育委員会文化財担当と一緒に歴史文化課となる。委員会は解散。原文書を含む編纂時収集・作成資料は庁舎内一般室内で現在も保存。閲覧問い合わせがあれば同課で対応し、公開もおこなう（ただしここも編纂資料の存在を一般に、特に提示してはいない）。編纂終了時に資料は図書館に入れるべきとの意見書が編纂委員から出されたが、扱いに対する不安があったため、市側は文化財（主に埋蔵文化財と展示物担当）と一緒になる形を選択した。現公文書の収集はおこなっていない。現在古文書専門担当者なし。

以上3つの例の内理想的なのはA市のような形であろうが、そうならない現実もある。B市C市

の場合もかろうじて資料が残されたのは良かったととらえるべきであろう。ただし「ここにこんな資料がある」ということを広く公表して、いつでも誰もが平等に使える体制にし、安全な保存が望める施設へ引き継ぐことをしておかなければ、その資料が有ることを知っている人がいなくなれば誰も資料を使えなくなり、死蔵が続いた後に事情を知らない人に廃棄されてしまう可能性も考えられる。ここにあげた事例は特異なものではなく、一般的に広く目にする事例である。

⑥公文書館

「公文書館」については既に第一章で取り上げているので、それ自身を詳しくとりあげないが、元から「公文書館」があるところへ、後で「古文書」等を入れることは、その「公文書館」の性格を変えてしまう恐れが想起され、後々のためには良くないと考える。

またそれとは逆に、「自治体史編纂」終了後に、市史資料と公文書を保存・公開するのに「公文書館」を作りたい、との希望を近年耳にする⁽⁴⁰⁾。こうした提案に対して、近年の税収落ち込み等で自治体自身、新施設設置がむずかしい状況に追い込まれ、全庁内で緊縮財政実行時に、お金と時間を長年食っていた自治体史編纂がやっと終了したのに、更にお金をかけろと言う要望は通りにくいという本音も、多く聞く。それだけに「公文書館」は国や自治体には必ず必要な機関であるが、それは「情報公開」制度を担保するための、「主権者への説明責任」のための機関としてなくてはならないものというような説明から出発しなければ、自治体内での設置のための賛同は得にくいであろうし（これはまさに、「公文書館法」の成立過程と同じである！）、「編纂時収集資料」の散逸防止という設置理由を強調しすぎると、悪くすると編纂時収集資料だけを入れる「箱」（現行政の公文書の収集権を持たない）としてのみ成立してしまう可能性もある。このような施設は、公文書の保

存・公開機能を持ったとしても、「市史編纂資料箱」から出発したため「博物館」「図書館」と横並びの社会教育施設とみなされ、利用者数や行事開催数のみで事業評価をうけることにもなりかねず、設置目的を見失い、禍根を残すこととなるだろう。

ここで想起すべきは、2004年11月11日付の「沖縄タイムス」紙が掲載した連載記事「しのび寄る破綻10「三位一体」の行方 第2部検証・県財政危機②」である。「トップダウンの危うさ」として2年前に封印されていたはずの県の博物館新館・美術館建設事業が再開されたニュースに関連して、9年前に当時の大田昌秀知事の強い「肝いり」で事業化された県公文書館が開館当初から利用者数が低迷していることを指摘し、県の元幹部の、トップダウンで始まった事業の危うさについての談話を提示している。ここでは、「博物館」「美術館」と同等のトップダウン箱モノ事業の失敗例として「県公文書館」があげられ、利用者数のみでその評価を下している。本来「公文書館」は「博物館」「美術館」と並立して考えられる機関ではないし、利用者数で評価すべき施設でもないはずである。しかも県公文書館に対し「琉球政府や米民政府の貴重な行政文書などを収集・整理・閲覧サービスを提供する…施設」との説明のみしか付されておらず、第一義的な職務である歴史資料として重要な現県の公文書の保存・公開施設（県民への説明責任義務をはたす施設）という理解をこの記者がしていないのは残念である。しかし理解していないのはこの記者だけであろうか。県公文書館が何のための施設であるかということ（公文書館の使命）を、普段から県民に知っていただく努力を、館はしていたであろうか。これが一記者の意見だけで終われば良いが、県民や県自身も理解できておらず、彼と同様な目で「公文書館」を見るようなことになれば、最悪、同館の存続問題へと発展する可能性も考えられる。

4. 小括 新たな資料保存運動の実現へ

かつての「資料保存運動」は、いわゆる「古文書」が大切に保存され利用される（できる）ということが一番の目的であった。今、そのための施設は必ずしも「公文書館」に固執しなくとも良く、その選択肢は沢山あるはずである。たとえば「出所原則」を主張するなら、一軒の家から出た「物」と「文書等」と「図書」などは一緒に保存すべきであるという主張も当然考えられ、「図書館」「博物館」「歴史民俗資料館」等の機能を全て併せ持った複合施設で一緒に保存・公開していくことを考える方が理想的である⁽⁴¹⁾。

なぜ「運動」の主張者は、法的にも可能なはずの「図書館」や「博物館」などで扱ってはいけないと思っていたのだろうか⁽⁴²⁾。「古文書の専門家」ではないので扱い方・保存方法等専門知識が不足、公開方法（手段・規則）に問題がある、などの理由がよく言われるが、実際にその通りであるのだろうか⁽⁴³⁾。本当のところはどうなのだろうか。近年税収の落ち込みや自治体の財政難で新たな「箱」設置が困難な状況下では、「図書館」「博物館」などに「古文書館」「資料館」機能を持たせるという考え方を主体的に問い、新しいシステム作りを考える時が来ているのではないだろうか。そこでは、上述のような従来言われた問題点があるから新施設でなければならないのではなく、今ある施設で「古文書」も、より良く保存・公開できるような方法を考え、その機能を改革し、また新たな機能を付していくことが必要となるだろう。例えば司書や学芸員がその取り扱いを学ぶ場を国が新たに提供することや、「古文書」を取り扱える人員枠を増やすなど、また他方で電子化の推進など、これら新たな改革をすすめることにより、ある程度問題点は解決可能になり、新たな収蔵・公開施設像（もしくは新システム案など）を生成できる（一部では既に生成しているか）のではないだろうか⁽⁴⁴⁾。

第三章 まとめと課題

—地域において「古文書」「民間所在資料」の適切な保存と公開をおこなうために—

①既存施設の機能の充実

大切な「古文書」「民間所在資料」のより良い保存・公開・利用を考えると、一番良いのは「個人有文書」なら所蔵者宅での良い保存をしつつ、個人では難しい公開・利用・そして管理については所蔵者・地区住民と自治体教育委員会が協力して具体化を考えるとという方策であろうか。すなわち、原本は所蔵者宅で保管し、公開・利用は自治体等が窓口となり複製でおこなうことなどが考えられる。ただし、転居や建て替え等の事情で、所蔵者宅で原本の維持ができなくなった時（散逸の危機が生じた時）のみ、自治体が所蔵者に代わり原本の保存・公開・管理をおこなう必要が生じる。

そうなった場合、その為のより良い新施設が必要であるが、新施設を考えなくともまず既存施設を利用していく方法を考えることも、一手段としてあることを忘れてはならない。具体的な利用施設としては教育委員会系の図書館・博物館・歴史民俗資料館等の施設ということになるだろう。

またこれは、「しょうがないから一緒にする」と言うのではなく、資料の成り立ちを考えた場合、「古文書」所有者宅の物資料や蔵書などと一緒に保存され、一緒に利用できることの方が、「書かれた資料」のみ別にしてしまうことよりも理にかなない、「全ての資料の保存」としては本当の姿なのではないだろうか。

また、経営（運営）側から見ても、単純な利用者数による事業評価がなされるような環境下にあるならば、「古文書資料館」「古文書館」「編纂室」等の単立よりも「図書館」「博物館」「郷土資料館」等の中の一部門として位置付けた方が良い数字を

示し、良い評価も得られることであろう。また、参考図書の相互利用や講座・講演の共催、施設維持に関する費用などもそれぞれ単立館である場合よりも安価となることが予測でき、設置者としても、利用者にとっても良いことが多いのではないだろうか。

また、一般市民を巻き込んだ地域ボランティア・NPO等（地域の智恵と力の結集）を使うことで、「公（おおやけ）」や「一私人」だけではできない機能の充実・整備をはかることも、特に弱小自治体では今後大切になってくるはずである。そこでは、施設自体と教育委員会・自治体・ボランティア等・各種教育機関等と地域住民・所蔵者との繋がり、ネットワークの形成が重要となるはずである。そうすることで、より良い安全な「古文書」「民間所在資料」の現地保存・利用体制が実現されることであろう。

②それでも公文書館には入れない

各自治体（市町村レベル）に「公文書館」がある場合、急な危機的状況に際し、もし他に良い施設が無いならば、「古文書」はそこに保存・公開の場を得ることも不可能ではない（法的にも禁止されていない）。しかし「古文書」「民間所在資料」は、その自治体による評価選別対象・および説明責任対象からはずれるものであるし、勿論自治体自身が作成したものではないので、「公文書館」としては異質な資料であるという理解が常に必要である。

そうでなければ、やがて利用者数や社会教育貢献度で、その業務実績が計られる社会教育施設に変容してしまう可能性が生じる。もしそうなった場合、「公文書館」本来の姿は忘れられ、やがては、施設の廃止や「博物館」・「郷土資料館」等との統合対象施設とされてしまう可能性も考えられる。

また反対に、同じ理由で、自己の公文書の保存施設を考える場合には、絶対に社会教育施設とは

一線を画すべきである⁽⁴⁵⁾。

③該当既存施設が複数ある場合

なお、既存施設で「古文書」を保存・公開できる施設を探す場合、対象施設では、ある程度職務範囲についての規程や住み分けが最初からできていることが前提にあるべきである。色々な施設が存在するが「収蔵できるならどこでも良い」「たまたま知人が勤務しているので、お願いしやすかったから」などという考え方で、収蔵施設を選んではしまうと、類似資料の離反・施設相互の競合（これらは本当にどこでも見られる困った問題である。これは寄贈・寄託者側の責任ではなく、それを安易に受け取ってしまう側に実は大きな問題—自己職務および周辺施設に対する認識やネットワーク不足—がある場合が多い）、利用者の混乱（似た施設が多い場合、知りたい情報やサービスがどこで手に入るのかわからない等⁽⁴⁶⁾）など、あってはならない事態や問題、無駄な支出を生じる原因にもなる。

④そこでの都道府県の役割

所蔵者や各自自治体・大学等他団体などが現（原）資料を大切に保存していくならば、都道府県はそれらの運営や事業を指導・援助しながら、他方で県内資料の保存・公開機能を、公私の別なくまとめ結ぶネットワークを作り、資料所在情報もしくは資料そのものの情報を集約し発信していく情報センター的な役割を担うべきである。他方、「古文書」も「公文書」も未来の市町村史編纂のために必要なのではなく、生活の場たる郷土・地域を知ること、将来の子孫にその地で生きてきた人々の過去をふまえ、現在の人間の営みを知らせることが、より良き地域づくりにつながるのだということ、また、（特に「公文書」は）将来にわたり現行政の説明責任をはたすためにも「保存」し「公開」していかなければならないものであるという事を、「公」「私」にかかわらず地域住民が普通に知っている社会の実現を目指すための方策

を、内・外へ向けて積極的に執りおこなっていくことも必要である。

おわりに

近年、国および地方は財政難で、多くの事業は縮小や見直しをせまられている。しかし、そんな中であっても、こんな時節であるからこそ、地域に残る「古文書」等は散逸させることなく大切に守り未来へ伝えていくことを、我々資料保存業務従事者は地域住民と共に考えていかななくてはならない。そして、「守り・保存された資料」を誰もが「利用」「活用」できるより良い環境を作り、誰もがそれを「活用」することの意義を知る社会が実現されるならば、そこから得た「知識」によって、我々の子孫は自己がなすべきこと、社会がなすべきことを知り、より良い未来を拓いていくことであろう。

最後に、本稿は既存の「古文書館」「公文書館」機能の両方を持った多くの施設の存在や業務を否定したり攻撃する意図のもと書いたものではないということを強く申し上げておく。ただ、はっきりした理念なしに、両方とも紙等に書かれた一点しか存在しない歴史資料で、当時の行政文書（的なもの）であり、自治体史編纂に必要なものであるから一緒に扱える、というようなくくりで並存の理由を説明するような施設であるならば、それは本来の責任をまっとうすることなく存続や崩壊の危機にさらされることであろう。またそこでは、この並存しているどちらの機能（「公文書館」「古文書館」）をも十分発揮させるために、それぞれが単独で成立する場合以上に労力が必要となる（既存の並存施設ではそのために当初の予想以上の努力と労力が現実に費やされているはずである）。このような現実から、これからの（新たな）「古文書」「民間所在資料」のより良い保存・利用の場を考える時の助けに資することを意図するものである。

*本稿は、独立行政法人国立公文書館 平成16年度公文書館専門職員養成課程の修了論文を改稿し、修正・加筆を加えたものである。

[註]

- (1) 京都大学大学文書館ホームページより引用。
- (2) 京都大学総合博物館規程第二条に、「博物館は、学内共同教育研究施設として、学術標本に関する収蔵、展示、公開及び教育研究の支援を行うとともに、これに関連する次の各号に掲げる研究を行う。」とあり、また、同館ホームページには設置目的として、「京都大学には、過去100年間に収集・研究されてきた学術標本資料・教育資料が多数保存されており、(中略)…これらの一次資料が適切に設備された施設の中で集中的に保管・管理され、広く学内外の先端研究や教育において活用されることを促進し、かつその成果を一般に公開することを目的として設置されたものである。(以下省略)」とある。
- (3) 「資料」documentとは『文書館用語集』(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修 1997年)に「記録媒体や特性にかかわらず情報が記録されたもの。ドキュメント、記録化情報」とある。これに対し「記録」recordは「①法的義務に従って業務を遂行する際に、団体、組織、個人によって作成され受け入れられ、維持される書類のこと」とある。図式としては、全情報であるinformationから→document→record→(評価・選別)→archivesへ(広範囲から→限定された選抜されたものへ)ということになる。つまりここで言う「資料」とはarchive・recordよりも広い範囲のものを指し、これが後述する「古文書」の語の指すものの内、最も広い範囲となる。
- (4) 『文書館用語集』、註3参照
- (5) 『京都大学大学文書館研究紀要』第2号 2004年、氏はここで、先の研究会で報告された「アーカイヴズ」の普遍的理念(あるいは概念)について、検討されている。
- (6) 「公文書館の責務と課題」(『アーカイヴズ』第9号、2002年、国立公文書館)

- (7) だから、ある国のアーカイヴズでは「民間所在資料」を扱っているから、日本の公文書館施設でもそれを扱えるはずだということは言うべきではない。国により社会状況や組織・今日に至る歴史は違うのだから、外国直輸入ではなく日本としてのアーカイヴズや公文書館の定義を確立すべきなのである。
- (8) また、大濱徹也氏は「アーカイヴズは組織管理を支えるとともに、記録を生成し、遺すことで己の職務、あるいは生きた証しを示しうる器です。」とされ、アーカイヴズに組織管理を支えるという側面があることも述べておられる。「情報保存の現在(いま)～未来への扉」第2回(『月刊IM』Vol.43 2004年)より。
- (9) これについては、実際に合併計画がなくなった久喜市公文書館の堀内氏が危惧されていた問題である。
- (10) 例えば鉄道業なら交通博物館・タバコ会社なら煙草博物館など。
- (11) すべて=住民一人一人の個人所有物まで全て。それまで含まれるなら大変である。なお、この場合、役所が作成し保管する住民台帳は公文書館資料の対象物になるが、個人が役所で取り寄せ個人で保存している住民票や戸籍謄本などは、個人有文書である。
- (12) 拙稿「地域でおこなう文書資料の整理と保存—地域における資料保存体制の確立に向けて—」(『和歌山県立文書館紀要』第4号、1998年)では、調査・整理の約束事として「①資料の内容や作成年代・伝来や出所によって差別しない…重文指定文書も近現代の領収書も平等にあつかう。」としている。現場でこの約束事を守ることは、絶対に必要である。しかし、だから全てが大切であるとは言えない。
- (13) わかるのは現用ではないという部分か?しかし個人の文書や資料でどこまでが現用かということは、これまた厳密にはわからない。
- (14) ややこしい理由について考える。「公文書」には、i. 公の情報に関する権利や、義務・責任等が存在するため、「古文書」に含めてしまっては、

ややこしい事態が起こる可能性があるから。ii. 役所には、歴史研究者や市史担当者が、安易に踏み込む事を許されないテリトリー（管理圏？）が存在するので、それを越えるには、ややこしい手続き等が必要なため。などか。

(15) しかし本稿では、その現管理が「民間」ではないものまで含めた、現行政の（現用・非現用）公文書とそれに準ずるもの以外の全てを示す語（広範囲を指す語）としては「古文書」の方がより適切と考え、「古文書」と「民間所在資料」の語を併用している。

(16) この案の作成からこの後のことについては『史料の調査と保存 木村礎著作集 X』（名著出版、1997年）に「運動」側当事者の目から見て詳細に書かれており、当時の研究者等による「資料保存運動」の熱意や努力がよくわかるものである。

(17) センター問題から資料保存運動、「公文書館法」成立までの歴史学会や国会での経緯等詳細については、岩上二郎『公文書館への道』田畑書店、1988年、前述の『木村礎著作集 X』、全史料協編『日本の文書館運動—全史料協 20年—』1996年等を参照されたい。

(18) しかし、未だにその設置に関する条例等で、公文書館法を根拠としていない「公文書館」施設は全国に多い。そんな中、熊本県の天草アーカイブが（平成14年の）設置条例第一条で「…公文書館法（昭和62年法律第115号）第5条第2項の規定に基づき…」と、この法律に基づく施設であることをうたっている。しかしこの法律を根拠としているかどうかということが、その施設が「公文書館」かどうかという判断基準ではないし、この法律もそのような性格のものではない。しかし同法第五条にあるように「公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。」ものであること、また「(同五条) 2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。」とあるように、設置に関して条例で定められていなければ、正確に言えば「公文書館」ではないの

である（平成16年度国立公文書館専門職員養成課程早川和宏氏授業より）。また、公文書館ではないこと（独自の規程に基づく独自の施設であること）を自ら示すために、わざわざ公文書館法を根拠としていない施設もある。この場合、だから「古文書」も「公文書」もあつかえる施設であると理由付けできそうだが、そうならば、そこでは公文書をあつかうべきではないと私は考えるのだが。

(19) 昭和63年6月1日総理府内閣官房副長官の施行通達による。

(20) 「公文書館法の解釈の要旨」。註19より。

(21) これは資料保存現場ではよく言われ、「古文書館」施設設置要望の理由にもされる。古文書担当者の私にとっては、古文書専用施設設置要求時に法律を示し主張できることは大変ありがたいし、力強いものである。但し本稿では、「公文書館」の本来の役割を考えるため、あえて自己の立場を離れて考えてみたい。

(22) 岩上二郎『公文書館への道』参照。

(23) さきに、国立公文書館専門職員養成課程の修了論文研究中に、指導教官であった大濱徹也氏より「私文書を個人の保存する文書とみなす場合、その中にある、公務や職務によってもちこまれたものをどうあつかうのか。それと公文書館の関係は無視できないのではないか」との指摘をいただいた。しかし、それが現在、公の管理下に無い（個人宅等に所在の）場合は、「私文書」と割り切るべきであろう。公的性格はあっても、そこまで（「公」の）文書管理権はおよばないはずである。本来、職務で作成された公文書と公の管理下にあるそれに付随の周辺資料は「公文書」とみなされるが、個人が職務の場以外に持ち込んだもの（それは勿論文書管理規程に言うところの「公文書」ではないことが必須条件である。いわゆるグレーゾーンの文書・資料であること）まで「公」権力がおよんでは、「個人」「私」の権利の侵害になるのではないだろうか。但し、職場にある同様の文書・資料は、いくら個人のファイル内であっても、公の管理権下にあるものであると理解する。また、

個人宅等に持ち出されてしまった(本来の意味の)「公文書」は、その権力のおよぶものであることは勿論である(第一、そのようなことが起これば、文書保存どころの問題ではない)。公的な内容のある「私文書」は、公文書館やその関連機関との関係は無視できないものではあっても、「私文書」としてあつかわなければ、「公文書館」のあつかう文書・資料範囲や、公権力の及ぶ範囲がいくらでも拡大してしまい、收拾がつかなくなってしまうのではないか。文書のライフサイクルや管理者からはずれているものまで全てを「公文書館」が収集しはじめたら、大変であるし、場合によっては大変危険である。どうしても必要なものについては、その所在や目録情報等の収集程度にしておくのが「公文書館」業務としては妥当ではないだろうか。

- (24) 「文化財保護法」第一章総則 第四条②には「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」とある。「文化財」指定を受けると「国民的財産」すなわち「みんなのもの」になる。しかし先に述べたように、規定や性格があいまいな「古文書」の全てをこの法律で言うところの「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」(第一章総則 第二条①より抜粋)とすることは不可能であろう。
- (25) それが良いのだが、そのため後日遺産相続等で古書店や骨董品市場に売却されてしまうという事態も起こっており(博物館や資料館に寄託中の大変有名な「古文書群」でも実際このようなことが起こっている)、これは極めて遺憾であり問題である。
- (26) その通りの説明がなされているものではないが、『記録史料の管理と文書館』(安藤正人・青山英幸編著、北海道大学図書刊行会、1996年)では、まず始めに古代から近代までの文書管理と保存について詳細にとりあげ、それが住民支配にいかにか重要であったかと言うことを証明し、それが明治期

になぜきちんと引き継がれなかったのかなどを検討している。これらは資料保存上重要な研究なのだが、その上で後半(第Ⅱ部第8章)で、都道府県文書館の立場として、私文書については「脇役として、特に他機関や民間人の古文書・古記録は、公文書の延長線上に位置するものであり、積極的な収集が期待されている。」と述べられていることは、古代から残されて来た文書の大部分が支配のために管理・保管し残された重要な公文書であり、その役割は現在まで続くものである旨読み取れる。他に立花秀浩「文書館と文書管理行政」(『和歌山県立文書館紀要』第4号、1998年)では、古文書と言いながらも近代行政文書のみを取り上げて、一般的な「古文書」と「現代公文書」とのつながりを説いている。

- (27) 個人家で「古文書」が残されている家は、中世から近代に地域の有力者や役人であった家が多い。それ以外の同地域住人の大部分の家には、そのような古くからの「古文書」は元々ほとんど無かった。なので住民一人一人の暮らしや歴史まで知ることは不可能である。しかし、有力者や役人家文書には、土地・戸籍・税・その他のことにつき住民個々の状況がわかる資料もある。だから所有は個人でも内容や(現代的な)個人情報に対する権利で言うなら、「そこに書かれている人みんな」のものとも考えられる。
- (28) 第一章 2 および註12 参照。ただし「古文書は全て大切」論には、他の理由として所有者・作成者以外には「評価選別権」が無いからと言う理由も考えられる。これは古文書担当者としては大変無責任ながら主張されればしかたがないことではある。
- (29) だが「古文書」には多くの場合、刊行物や書籍(これには場合によっては「出てきたものは「全て平等」のもと」一般に販売されている書籍や新聞まで入れられる)・写本なども入れられる。
- (30) ところで、「公文書館」に「古文書」「民間所在資料」を入れることを、「歴史の連続性」の観点から正当化する考え方があるが(驚いたことに、国立公文書館の専門職員養成課程においてさえ、

それを主張する講師が複数人おられた)、そうすると「博物館資料」になっている「木簡」や「墨書土器」・「古代文書」などから「現用公文書」まで全て「公文書館資料」にしなければならなくなる。第一、作成者や為政者・社会システムが違う社会で作成された文書は、現在と同じ視点で作成されているわけではないので、本来そこに「連続性」を見るのは無理がある(そこに「歴史」を見ることはできるのだが)。また、「歴史の連続性」云々と同じような考えから、一つの場所で必要な全資料が見られない(すなわち[出所も作成者も異なる民間の古文書資料と現在の公文書]資料の所在が分かれてしまっていると、一つのことを調べるのにあるものは「博物館」にあり、あるものは「公文書館」にある、またあるものは「図書館」にあるという状況)は不満(不親切)だと言う人は、「歴史研究」などすべきではない。よく「古文書」や「書かれた資料」だけを見ては「歴史研究」はできないと言う。その「文書資料」が発生した家(機関)自体・その家(または機関)の他の資料(物品や民具・無形の伝承・伝統・家族々)、その家を取り巻く地域の人々や環境、さらにそれら全ての支配者などその全てから見ていかなければわからないことは沢山ある、と。たとえば「公文書館」に必要な「文書資料」が全てあったとしても、その利用者は必ずそれに関連する「博物館資料」を見、関連書籍を見るために図書館へも行き、現在のその地や文書作成者の家・ご子孫等を調べるためにその現地へ行き、現地の「役所」へ行く。場合によってはそこで「現用公文書」の公開を求めるかもしれない。だから、いろいろな「文書」(この場合「資料」ではなく)が一箇所になければならないから、という論は成り立たない。

なお私は、本稿で、しばしば古文書と図書と物資料が同一施設にある方が原則にかなっている旨述べているが、こちらは「出所を一にする文書・図書・物資料」は、同じ施設や場所で保存・公開することが「出所原則」にかなっているということであり、この註で批判を加えた異出所文書を

「文書」もしくは「記録」という共通点だけを見て同一施設に置くべきというような主張とは、勿論同じではない。

(31) この危険性については後述する。

(32) 高野修『地域文書館論』(岩田書院、1995年)(註42に詳細あり)、立花秀浩「文書館と文書管理行政」(『和歌山県立文書館紀要』第4号、1998年)など参照。

(33) 近年デジタル図書館や同博物館・ネット上のみでの(物としての「本」の)体裁をとらない小説発表や図書刊行・音楽や映像作品発表などが見られるが、それらはどこに区分されるのか(横道にそれるが、またそこで各々のオリジナル性やそこに存在する様々な権利等は、どの機関(あるいは何処)で保証できるのか。そしてそれらの長期保存と公開の権利はどうなるのか。))。

(34) 富永一也「公文書館論」(『沖縄県公文書館研究紀要』第3号、2001年)。

富永氏は、取り扱う「資料」を3つにわけそれぞれ図書は図書館・モノは博物館・文書は公文書館として扱うものから各施設の業務の違いを主張する考え方を「三分法」と呼び詳細な分析を加え批判している。すなわち、領域論として対象領域が一義的線引きできないものであり、そもそも理念の領域の共有がないのだから対象領域を分割するなどナンセンスとし、領域論として対象領域と理念の領域から見た、(資料を三つの領域に分け各施設に割り当てることは)「それぞれの施設の理念領域が見当たらないため、対象領域の方が主体となる事業を規定しているかのように思える。それが事実ならば奇妙なことなのだが、よく考えればそれはこのセンテンスの見かけの論理形式が誘った錯覚であることがわかる。」「この三館が理念領域(目的の範囲)を共有していなければ、そもそも対象領域の分割などナンセンスと言える。」とし、もし理念領域を共有していた場合、分業はオプションでなくとも良いことであり、独立した三種類の施設が必須だということにはならない。また対象領域の線引きも一義的ではない(状況により左右される)のでここに三分法のジレン

マがあるとし、三館の上位レベルにある法の枠組みから見ても、図書館・博物館の設置根拠である「図書館法」「博物館法」は、ともに「社会教育法」に基づき「社会教育」理念を共有する兄弟姉妹関係にあると言えるが、公文書館の基本法の「公文書館法」は、さらにその根拠になる法律はなく、その上位に位置する法律は憲法のみであることから、「これは公文書館の独立性にとって、重要な意義を持っている。公文書館は、図書館や博物館との分業や線引きの調整結果によってではなく、その用いる手法の独自性によってでもなく、公文書館そのものとして、その存在意義を法的に認められているのである。これは独自の理念領域を持っているということでもある。」としている。

(35) おりしも、本原稿を修正していた平成17年10月27日付読売新聞夕刊に、岡山県の倉敷市立中央図書館から、館外持ち出し禁止のはずの文献資料が行方不明となり、一部は既に古書店で販売されていたという記事が掲載された。これは、「図書館で保存していたからだめだったんだ」と、図書館で古文書をあつかうこと自体が非難をあげそうな事件であるが、実際の施設でもおこりうる事件であると考え、各施設が保存体制を見なおすきっかけになればと思う。

(36) しかし、近年博物館法の改正で「博物館」施設で学芸員の設置条項がゆるめられた。これは「博物館」界だけではなく「資料保存」全体にとっても影響あることである。

(37) 岩上二郎『公文書館への道』一「官僚体制の矛盾をつく」(昭和53年6月8日) 第八十四回国会参議院文教委員会質疑から参照。

(38) 新井浩文「どこへ行く古文書—古文書史料の保存公開をめぐる現状と課題—」(『葦のみち(三郷市史研究)』第16号、2004年)より引用。

(39) 「自治体史編纂」で収集・作成した資料は、全て「公文書等」であり、その中で必要なものは「公文書館」に引継ぎ保存すべきであるという考えはなりたつ。

ところで、新井浩文氏は「文書館における民間所在資料(古文書)の取り扱いをめぐって」平成

12年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文(国立公文書館主催)の中で「これまでの自治体史編纂に欠けていたのは、まさに「住民の視点」であり、換言すれば「情報公開の視点」ともいえるだろう。仮に自治体史編纂と文書館の接点を探すならば、この部分でなければならないし、これ以上のものはない。しかし、これまでではどうしても「自治体史編纂から文書館へ」というスローガンの中に、編纂業務継続機関としての文書館(史料編纂所や史料館)をイメージしすぎてきたのではなかろうか。文書館にとって自治体史編纂という時限的事業の足跡を市民に広く公開することは、あくまでも文書館業務の一部にしか過ぎないことを関係者は再認識する必要があるだろう」としている。なお、同氏は博物館・歴史民俗資料館・教育委員会・編纂室等についてもよく研究されており、それぞれの機関について詳細な分析を加え、「古文書」を「公文書館施設」であつていくことにつき丁寧に論じている。

(40) 平成16年度の全史料協山口大会の研修会「研修F 市町村文書館設立の道を考える」(講師高橋実氏)の意見交換の場において、現在の自治体史編纂終了後に「(公)文書館」施設設置を計画(もしくは要望)している自治体の実例が、参加者自身(=自治体史担当者)から多く報告されたが、当初私が予想していた以上に多くの自治体がそのような計画を持っていることがわかった。

(41) 「民間所在資料」には、年代的には古代～現代まで、内容的には個人～地域・社会・行政・企業・学校・宗教・出版物など、色々なものが含まれているのだから、それが最良。場合によってはその家も一緒に保存する事も考えうる。

(42) なぜ「公文書館」でなくてはならないのか。高野修氏は著書『地域文書館論』(岩田書院、1995年)のI-2-2で「公文書と古文書の区別はきわめて形式的な分け方であるし、公文書は年月が経つにしたがって歴史資料である古文書になるのである」とし、文書館が取り扱う歴史資料は一次情報である記録文書をアーカイブズとして一括保存し、利用に供することを目的としていると述べ、

図書館で古文書等を扱うには分類法や取り扱いの専門的教養で問題があり、博物館は「非記録情報のうち生活情報を保存し」、展示という方法で利用に供することや博物館員の資格に問題があるとしている。また『日本のアーカイブズ論』（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編、岩田書院、2003年）第三章収録の北川健氏の「文書館運動と史料保存のインターフェイス」（1990年）は、日本の公文書館研究では重要な論文である。すなわち氏はそれまでの史料保存運動（古文書保存のため）と文書館運動（文書館設立のため）の違いにつき、「文書館」施設は、みずからの資料（公においては公文書）を残すための施設であり、そこで民間史料（他者の古文書）は主賓ではない旨主張されたのである。しかしここでさえ、（公）文書館や大学文書館で民間史料（いわゆる古文書）を保存公開することにつき否定されておらず、当然のこととされている。すなわち、そもそも資料保存運動自体が「古文書」を保存するための法整備を目指す運動であった以上、本稿「はじめに」で取り上げた質問者などの歴史研究者や資料保存運動から（公）文書館運動にかかわった人々の多くが、公文書館施設こそが他者の資料をも含めた全歴史資料（しかし物資料は含まない）の保存公開施設であるという認識を持っておられるのは当然である。

(43) 文書専門施設なら専門家が多くいるのか？ 関東圏の施設では、正規の専門職員が多く置かれているが、関東圏を離れると、専門職員数は激減する。たとえば和歌山県立文書館では、開館7年目まで正規の古文書専門職員は置かれず古文書担当嘱託4人のみであった。その後古文書専門正規職員1人が採用されただけである。

(44) 勿論、「古文書」のより良い保存・公開を保証するためにも、各施設の設置条例や規程等、そして法律の見なおしや変更が必要となることも考えられる。但し法改正のためには、なぜ、いわゆる「古文書」（私有物）を全て（群単位で）残さなければならないのかということについての明確な説明が必要であろうが。

(45) 平成15年度に京都府立総合資料館が外部監査を受け、その報告書が平成16年4月30日付で「京都府広報号外36号」で公表されている。ここで監査者から問題点として指摘されているものには、本論で危惧しているような点もある。

例えば、○この設置条例では業務範囲が明確でなく、業務内容と条例の整合性に問題があるとしている。○知事部局・教育委員会傘下の別に関係なく、同じ府営施設同士は、相互に連携・切磋琢磨して有効なサービスを提供すべきであるとしている。○歴史資料課は古文書寄りに重心があり、その姿勢が行政文書アーカイブ施設の停滞につながっている可能性もあると指摘し、将来における歴史の検証と評価が担保されるか否かは、現在の公文書館の有り様如何により決定されるものとし、その一層の充実を求めている。○今後の方向性について、「文化」「産業」「研究環境を提供する施設」として総合資料館の掲げる目標は理にかなっており、（今後）公文書館と図書館と博物館を隣り合わせた新たな施設群が最終的に北山界限に完成する事がひとつのゴールであろう。ともしている。○なお、この監査におけるコストの算定材料は利用数でなされている。このような施設での算定材料が利用数でしかなされないことは、正しいとはいえないが、公の住民福祉施設である限り、他の基準等を自ら示し浸透させていく努力をしなければ、目に見える数字がわかりやすいというのは仕方のないことなのだろう。

(46) 例えば、「古文書」を保存公開している「館」でも、多くの場合際限無い「古文書」の解説サービスは行わないのが普通である。なぜならこの施設において「歴史研究」をするのは利用者であり職員ではない。このような施設では「古文書研究」「歴史研究」に必要なノウハウは古文書解説講座やレファレンス等で教えるが、「解説」までサービスしてしまえば、それが誰の研究であるのかわからなくなる。また、館員が日々持ち込まれる大量の「古文書」の解説サービスを長々とおこなうなら、恐らく他の仕事は全く動かなくなってしまうであろう。「解説サービス」希望者にはその

旨説明し、「古文書講座」や閲覧室設置の『解読入門書』や『古文書解読辞典』等を紹介し、それで勉強して自分である程度読んで、どうしても解らなかった文字や解訳については質問に答える程度が常識かと思う。しかし、今でも大量の「古文書」を持ち込み解読を求める利用者はいらる。彼等から見れば、「古文書」を全て読んでくれ、彼らの「家の歴史」を「研究」してくれ、色々な歴史(辞書で調べればすぐわかるような基本的事項からどこにも載っていない「裏歴史」のことまで)について何でも教えてくれる便利な施設が「古文書館」に対するイメージにあるのであろう。そし

て彼等にとってそのサービスを受けられるなら、実は、それはどの施設でもかまわないのである。事実、「文書館で読んでくれなかった「古文書」を博物館に持ち込んだら読んでくれた。利用者ニーズに答えてくれないような施設は必要ないのではないか」と苦情を言う利用者が本当に存在する。これは場合によっては「館」の存在意義にかかわる問題に発展しかねない。しかし、はじめから何のための、何をする施設であるのか、そこで資料を閲覧し研究するのは誰なのか、ということが皆に理解されていれば、そのような問題は発生しないはずである。